

諮問番号：平成29年度諮問第26号

答申番号：平成29年度答申第31号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、次のとおり、原処分（生活保護開始決定処分）は違法又は不当であると主張しているものと解される。

##### (1) 本案前の主張

処分庁は、審査請求人と夫の世帯として申請しなければ保護申請を受けられないと指導したため、審査請求人及び夫は審査請求を行う権利を得るために、不本意にも同一世帯で申請したものであるから、不服申立人適格は認められるべきである。

##### (2) 本案の主張

ア 本件審査請求の主訴は、世帯分離できる場合が定められている保護基準に基づき、審査請求人と夫とは世帯分離を行うべきであり、審査請求人の単身世帯として保護を実施するべきというものである。

(ア) 審査請求人及び夫の入居施設は、公益社団法人全国老人福祉施設協議会の定義又はウィキペディア（ホームページ）の記載によれば、保護基準において世帯分離できる場合として示される介護老人福祉施設に該当する。

(イ) また、保護基準に示される介護老人保健施設とは、老人福祉法第20条の2の2から第20条の7の2第2項までの施設と解するべきである。

(ウ) さらに、審査請求人及び夫の入居施設は、それぞれ介護保険法第8条第2項、同条第14項に基づき、同法のサービスの提供を行う施設であるため、特別養護老人ホームと主張しても過言ではない。

イ 保護の要否判定は、申請時点の状況で判断するべきであり、本件において審査請求人は身体状況、夫は認知症の悪化により、平成28年5月から別々の施設に入所しており、夫婦は解体状態であるにもかかわらず、申請に至るまでの経過状況から同一世帯と判断することは適当ではない。

ウ 東京都運用事例集又は福島県生活保護運用事例集によると、本件類似事例について世帯分離が可能と記載されている。

#### 2 処分庁の主張の要旨

(1) 本案前の主張

原処分は、保護申請書のとおり、審査請求人及び夫の保護を開始したものであるから、審査請求人は原処分につき法律上の利益を有しないものであり、不服申立人適格はなく、本件審査請求は不適法であるから、却下されるべきである。

(2) 本案の主張

審査請求人及び夫の入居する施設は、保護基準において世帯分離することができると思われる施設に該当しないから、世帯分離を行うことは適当でない。

### 第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、世帯を単位として保護の要否等を定めるものとする保護の原則に従い、審査請求人及び夫の世帯を同一世帯と認定して行われたものであり、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法、不当な点は認められない。

なお、本件の事実経過から、審査請求人は原処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有していると解される余地もあるから、本案の判断を行う。

- 2 審査請求人は、夫と世帯分離して、審査請求人の単身世帯として保護を実施すべきであるとして、次の各事情を主張する。

①保護基準は、介護老人保健福祉施設の入所者で出身世帯員と同一世帯として認定することが適当でない場合に世帯分離できるとしているが、審査請求人の有料老人ホームと夫のグループホームは当該施設に該当すること、②審査請求人と夫は、夫婦として解体状態であること、③他県の保護の運用事例では、類似事例で世帯分離が可能とされていること。

しかし、①審査請求人及び夫の入居施設は、特別養護老人ホームとして知事の認可等は受けておらず、審査請求人及び夫は、世帯分離できる場合として保護基準が定める施設の入所者とは認められないこと、②審査請求人と夫とは、社会生活上、現に家計を共同にして消費生活を営んでいると認められるから、同一世帯を構成すること、③他の保護の実施機関における運用事例が、そのまま処分庁の保護の実施において適用されるべきものとは認められないことから、審査請求人の主張はいずれも採用することはできない。

- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

### 第4 調査審議の経過

平成29年10月5日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月10日及び同月31日の審査会において、調査審議した。

## 第5 審査会の判断の理由

生活保護法第10条は、世帯を単位として保護の要否及び程度を定めるものとし、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができると規定する。

その趣旨は、同一の世帯に属する者は、事実上、生計の面で互いに依存し援助し合う関係にあるのが通常であることから、これを基礎として保護の要否及び程度を決定することを原則としつつ、この世帯単位の原則によって、法の目的である最低生活の保障に欠ける場合や、要保護者の自立を損なうと認められるような場合には、同一世帯ではあるが保護の要否や程度を決定する上で別世帯として扱うことを例外的に認めたものと解される。

そして、同一世帯に属していると認定される者であっても世帯分離して差し支えない場合として、厚生労働省社会局長通知は、救護施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム若しくは介護老人福祉施設、障がい者支援施設又は児童福祉施設の入所者と出身世帯員とを同一世帯として認定することが適当でない場合等を挙げているところ、同通知では、これらの施設に該当する場合であっても、機械的に取り扱うことなく、世帯の状況及び地域の生活実態を十分考慮した上で世帯分離の判断を行うものとされている。この点に鑑みると、請求人及び夫の入居先は、有料老人ホーム及びグループホームであり、同通知に定める施設のいずれにも該当しないが、個別具体的な事情を踏まえた総合的な判断を行うことが必要となる。

そこで本件についてみると、審査請求人及び夫は、60余年にわたって同居生活を続けていたところ、加齢によりこれを維持することができなくなり、それぞれ近隣の有料老人ホーム及びグループホームに入居し、そのおよそ3ヶ月後に保護の申請に至ったことが認められる。また、夫は月額で約22万円の年金収入があり、当該収入は、夫の入居先の費用のほか、審査請求人の入居先の費用にも充てられており、こうした事情を踏まえて総合的に判断すると、審査請求人らは、家計を共同にして消費生活を営んでいるといえるから、生活保護法第10条本文にいう世帯を構成するものと認められる。

そうすると、審査請求人らの世帯にあっては、夫の年金収入で満たすことのできない不足分を補う程度に保護が行われるべきものであり、原処分時において、世帯を分離しなければ、審査請求人の最低生活の保障に欠け、又はその自立を損なうこととなる事情も認められないから、同一世帯に属すると認定して原処分を行った処分庁の判断には、特に不合理な点はみられず、その裁量権の行使に逸脱濫用があったとはいえない。

なお、審査請求人は、保護の開始により、夫の自立助長が阻害されるとも主張するが、前述のとおり、審査請求人らは同一世帯に属するものと認定されるべきであり、また、審査請求人が単身世帯として保護の申請をした事実も認められないから、かかる主張を採用することはできない。

したがって、原処分には違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続に

についても、適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員(会長) 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美